

第1章：計画策定の沿革・目的

第1節：計画策定の沿革

史跡上人壇廃寺跡（以下、「上人壇廃寺跡」という。）は、福島県須賀川市上人坦・岩瀬森地内に所在する、奈良・平安時代の寺院跡です。

福島県内における初期の行政主体の組織的な埋蔵文化財調査として、昭和36（1961）年の東北本線の複線化にともなう発掘調査を実施し、その性格等が明らかになりました。

昭和43（1968）年5月28日に、東北地方における古代地方寺院として貴重であるとして国の史跡に指定され、その後、昭和57（1982）年と平成12（2000）年に範囲の追加指定をそれぞれ受けました。また、平成14（2002）年に出土遺物の一部が福島県の重要文化財に指定されています（290点）。

これまでの発掘調査で、古代石背郡・石背国と関わりのある寺院跡と判明し、一辺約80mの区画に、南門、金堂、講堂が一行に並ぶ特異な伽藍配置であることが明らかにされています。また、寺院内からは土師器・須恵器、瓦などのほか、全国的に類例が少ない奈良時代の六角形の瓦塔や平安時代の金鼓（鉦鼓）・経軸端などが出土しました。

平成30（2018）年、国史跡指定から50年を迎えるにあたり、平成28（2016）年に国史跡上人壇廃寺跡整備委員会を設置し、史跡の保存活用のありかたを検討するに至りました。

第2節：計画策定の目的

史跡上人壇廃寺跡保存活用計画（以下、「本計画」という。）は、上人壇廃寺跡の適正な保存と有効な整備活用のありかたについて明らかにするとともに、本史跡の有する歴史的な価値や意義を次世代に継承し、地域住民の郷土への愛着や誇りの醸成、地域活性化に寄与することを目的に策定します。

具体的には、上人壇廃寺跡を取り巻く自然的・歴史的・社会的環境等から史跡の本質的価値や構成要素を明確化しながら、史跡を取り巻く現状と様々な課題を整理し、今後の保存管理及び整備活用の方針を示します。

本計画では、史跡の保存はもとより、公開や活用に資するため、史跡の環境整備や周辺地域の景観、関連する周囲の文化遺産群を含めた検討を行います。また、その適切な保存の措置や活用の指針、今後想定される整備などの構想についても内容とします。

なお、本計画は、須賀川市の行政的な指針として位置づけています。

第3節：保存活用計画策定にいたる経緯

上人壇廃寺跡は、昭和43(1968)年の国史跡指定後、平成30(2018)年で50年を迎えます。これまで、昭和36(1961)年の東北本線複線化にともなう記録保存の発掘調査を皮切りに、昭和37(1962)年、昭和51(1976)年～昭和55(1980)年に遺跡の性格や内容を確認する保存目的の発掘調査が行われてきました。

これらの調査結果を踏まえ、具体的な公園化等の整備に向けた検討や協議等を進めてきましたが、遺構の正確な位置や遺構変遷が不明であるなど、多くの課題が指摘され、整備計画の策定には至りませんでした。このため、平成19(2007)年～平成21(2009)年に主要伽藍の再確認調査を実施し、遺構の変遷や範囲など、古代石背郡・石背国と関わりのある寺院としての性格が改めて明らかとなりました。

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、本市に甚大な被害をもたらしました。同月に発掘調査報告書『上人壇廃寺跡』(須賀川市文化財調査報告書第59集)を刊行したものの、次年度から取り組むこととしていた整備事業は中断を余儀なくされました。また、本資料の一部を収蔵していた須賀川市歴史民俗資料館文化財収蔵庫が東日本大震災による藤沼湖の堰堤決壊の被害を受け、県指定重要文化財の柱根2点が流出してしまいました。

平成28(2016)年、須賀川駅西地区都市再生整備事業の推進などにとまない、国史跡上人壇廃寺跡整備委員会を新たに立ち上げ、整備に向けた具体的な検討を始めることとなりました。

現在、上人壇廃寺跡を取り巻く状況は大きく変化しつつあります。指定地については昭和43(1968)年の国史跡指定後、すでに公有化が完了していますが、周辺の農地は宅地化や新たな道路の整備が予定されるなど、今後さらなる環境変化が想定されます。また、当市ではこれら開発計画に対応すべき保存管理(活用)計画などが未策定で、今後の整備事業の前提となる保存・管理はもとより、活用面での指針がこれまで示されていませんでした。

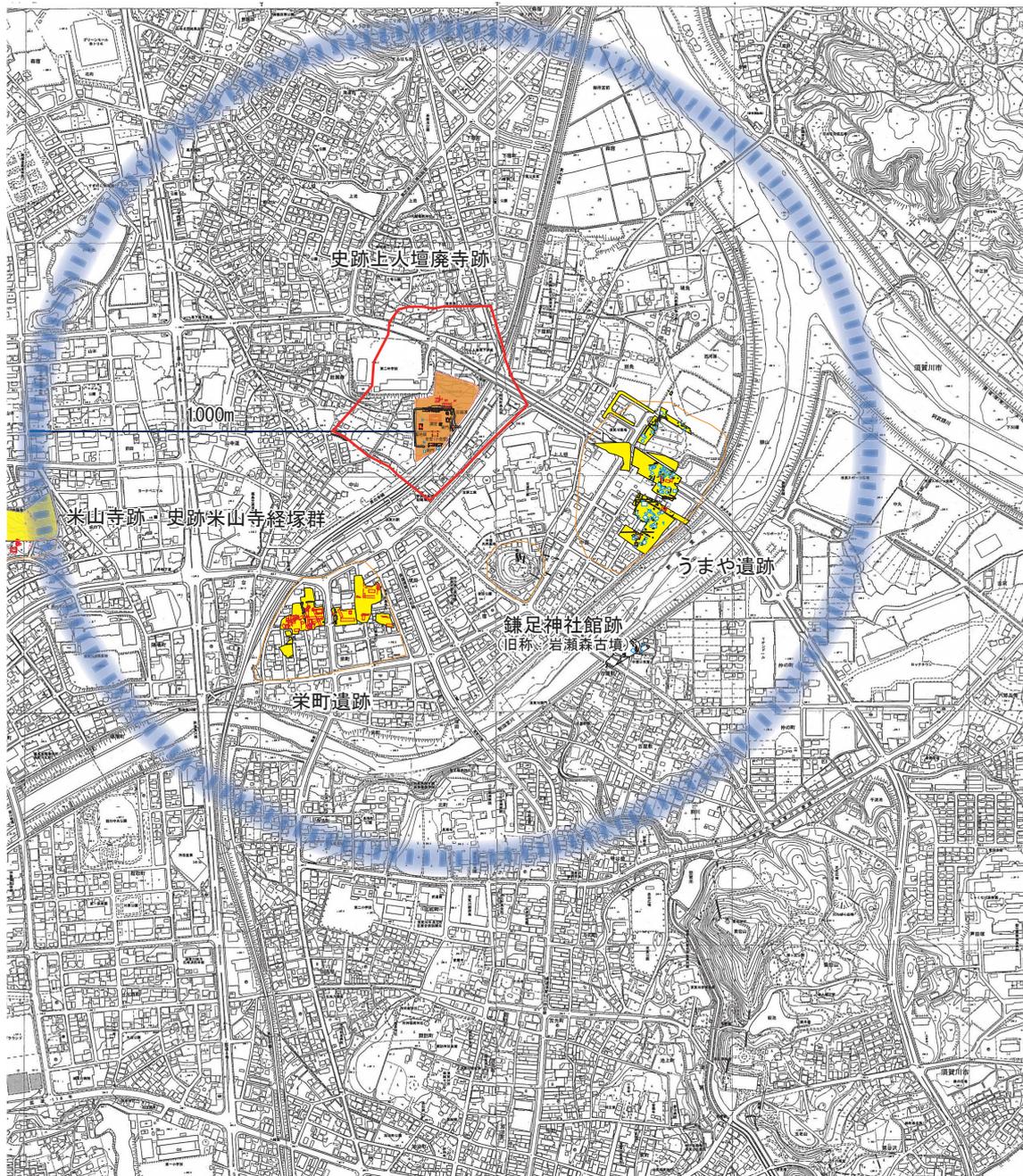
このため、須賀川市の歴史的な文化遺産である上人壇廃寺跡を今後、保存・活用していくため、本計画を策定し、史跡指定地及び周辺地の環境、景観等のありかたを含めた基本的な指針とします。

第1表 これまでの経緯

年度	内 容	指定・用地買収の経緯
昭和 36 (1961)	東北本線の複線化にともなう発掘調査を実施 (第1・2次調査) ※須賀川市で初となる組織的な発掘調査	
昭和 37 (1962)	第3次調査を実施	
昭和 38 (1963)	「須賀川市上人壇廃寺跡発掘調査概報」を発行	
昭和 43 (1968)		国の史跡に指定 (10,763.53 m ²) ※東北地方で初となる古代地方寺院
昭和 48 (1973)		用地買収 (公有化) に着手 (2,197.86 m ²)
昭和 49 (1974)		用地買収 (8,402.70 m ²)
昭和 51 (1976) ～ 昭和 55 (1980)	指定区域全域の発掘調査を実施 ※主要な遺物の大半はこの調査の際に出土 ※「上人壇廃寺跡－発掘調査概報－」の発行	用地買収 (242.19 m ²)
昭和 57 (1982)		指定区域追加 (2,861.22 m ²)
昭和 58 (1983)		用地買収 (334.00 m ²)
昭和 59 (1984)	公園化基本計画書策定 (都市計画課作成) ※文化庁との協議の結果、未買収地の存在や、内容が史跡の地表面を都市公園的に復元するものであったため、再検討となる	用地買収 (336.00 m ²)
平成 8 (1996)		用地買収 (1,817.00 m ²)
平成 9 (1997)	公園化整備計画策定委員会による第1回現地確認 (補足) 調査	用地買収 (295.00 m ²)
平成 11 (1999)	公園化整備計画策定委員会による第2回現地確認 (補足) 調査	
平成 12 (2000)		用地買収 (261.00 m ²) 指定区域追加 (261.00 m ²) ※指定区域全域の公有化完了 (13,885.75 m ²)
平成 19 (2007) ～ 平成 21 (2009)	確認調査指導部会の設置 (再調査の実施) ※遺構の内容や範囲が確定、古代石背郡・石背国の関連寺院跡であることが判明 ※上人壇廃寺跡－平成19・20年度確認調査概報」を発行	
平成 23 (2011)	「上人壇廃寺跡」報告書刊行 ※中心伽藍の範囲・規模の確定・変遷案の提示 ※東日本大震災の発生により、整備計画が中断	
平成 26 (2014)	駅西地区都市再生整備事業基本計画策定	
平成 28 (2016)	国史跡上人壇廃寺跡整備委員会を設置 ※整備に向けた検討を再開	

第4節：計画の対象範囲

本計画策定に際しては、上人壇廃寺跡の国史跡指定地、周囲の関連する埋蔵文化財包蔵地、並びに栄町遺跡やうまや遺跡等の陸奥国石背郡衙（郡の役所）に関する遺跡（以下、石背郡衙関連遺跡群とする）を対象範囲とします。



第1図 計画の対象範囲



第2図 計画の対象範囲 (引用：国土地理院 2015.7.21 撮影 (加工))

第5節：整備委員会の設置

上人壇廃寺跡の整備を実施するにあたり、平成28(2016)年10月12日に国史跡上人壇廃寺跡整備委員会設置要綱を制定し、第1回整備委員会を開催しました。

なお、今回の保存活用計画の策定に際しては、整備事業を継続的かつ一体的に実施する目的で整備委員会の中に保存活用計画策定委員会を包括することとしました。委員会の概要は次の通りです。

第2表 委員会の開催及び内容

	開催日	内容
第1回整備委員会	平成28年11月30日	・委嘱状の交付 ・上人壇廃寺跡の調査結果報告 ・これまでの経緯の報告 ・整備スケジュール
第2回整備委員会	平成29年3月23日	・基壇建物跡(SB05)の調査結果の検討 ・今後の整備スケジュール
第3回整備委員会	平成29年9月29日	・主要伽藍の内容について ・保存活用計画の内容(本質的価値)について ・今後の予定について ・上人壇廃寺跡周辺の試掘調査について
第4回整備委員会	平成30年1月12日	・保存活用計画の内容について ・今後の予定について
第5回整備委員会	平成30年2月19日	・主要伽藍の内容について ・保存活用計画の内容について ・今後の予定について

第3表 体制

	氏名(敬称略)	役職等	分野
委員長	佐川 正敏	東北学院大学文学部教授	考古・瓦
副委員長	小林 敬一	東北芸術工科大学教授	都市計画
委員	岡田 茂弘	国立歴史民俗博物館名誉教授	考古
	三上 喜孝	国立歴史民俗博物館教授	古代史
	仲田 茂司	有限会社仲田種苗園代表取締役	造園
	清水 重敦	国立大学法人京都工芸繊維大学准教授	建築
指導	山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課史跡部門	
	小野 忠大	福島県教育庁文化財課 専門文化財主査	
事務局	安藤 基寛	須賀川市文化スポーツ部 部長	
	菟川 千寿	須賀川市文化スポーツ部文化振興課 課長	
	関根 厚	須賀川市文化スポーツ部文化振興課 課長補佐	
	市川 一秋	須賀川市文化スポーツ部文化振興課 課長補佐 兼文化財係長	
	渡辺 哲也	須賀川市文化スポーツ部文化振興課 主任	
	管野 和博	須賀川市文化スポーツ部文化振興課 学芸員	
	皆川 隆男	須賀川市文化スポーツ部文化振興課 臨時職員	

□国史跡上人壇廃寺跡整備委員会設置要綱

(設置)

第1条 国史跡上人壇廃寺跡整備事業（以下「整備事業」という。）について、事業の円滑な実施を図るため、国史跡上人壇廃寺跡整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長に対し必要な指導・助言を行う。

- (1) 整備事業の実施に必要な計画等の策定に関すること。
- (2) 前号に基づく事業の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、整備事業の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

3 委員会に、専門事項の検討を行うため、専門部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月12日から施行し、整備事業の完了の日をもって、その効力を失う。
- 2 史跡上人壇廃寺跡公園化整備事業計画策定委員会設置要綱（須賀川市教育委員会平成8年6月1日施行）は廃止する。

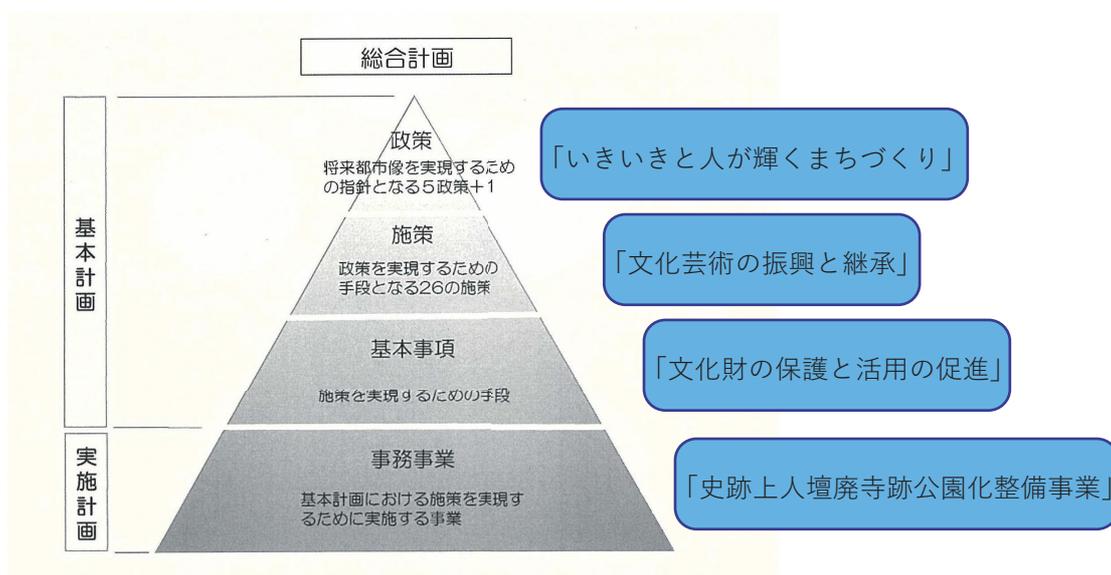
第6節：市が定めるほかの計画との関係

現在、市では、市の最上位計画である須賀川市第8次総合計画をはじめ、都市整備、中心市街地活性化など個別の計画を策定しています。また、文化財関係の全体的な計画である歴史文化基本構想の策定を今後予定しています。本計画はこれらの関連計画との整合性を図りながら、文化財保護の立場から保存活用計画を策定します。

(1) 第8次総合計画（平成29（2017）年12月策定）

須賀川市第8次総合計画（平成29（2017）年12月策定）は市における最上位の計画で、将来のあるべき市の姿や進むべき方向など、まちづくりの基本的な指針です。

この計画では、将来都市像を実現するための政策として「いきいきと人が輝くまちづくり」を、その政策を実現する手段である施策として「文化芸術の振興と継承」を、施策を実現する手段として基本事項「文化財の保護と活用の推進」をそれぞれ示し、この基本事項のなかの取組として上人壇廃寺跡の公園化整備を明記しています。

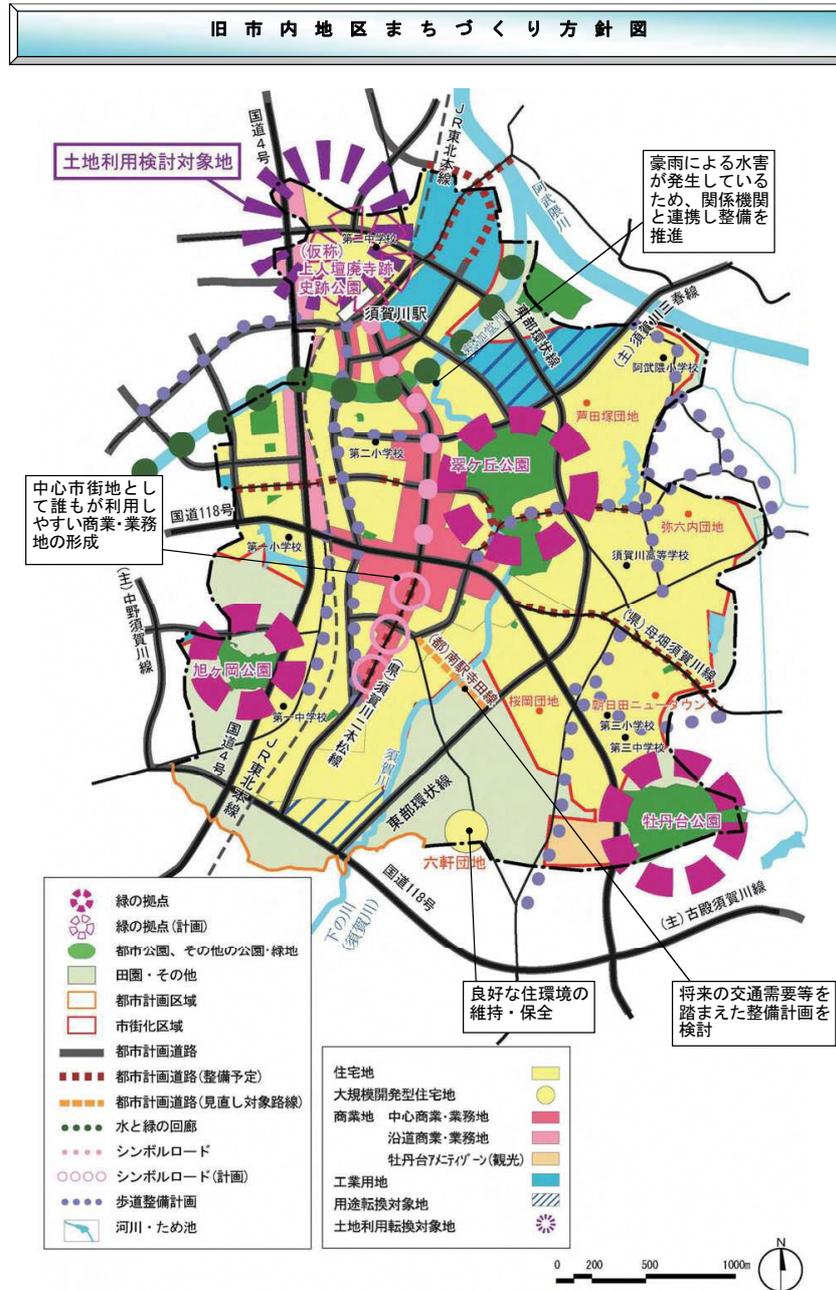


第3図 須賀川市第8次総合計画体系図（平成29（2017）年策定）

(2) 須賀川市都市計画マスタープラン

須賀川市都市計画マスタープランでは、上人壇廃寺跡を緑の拠点として定めています。このなかで、土地利用検討対象地として（仮称）上人壇廃寺跡史跡公園を位置づけ、JR 須賀川駅西側の土地利用と併せた整備を検討するものとしています。

なお、都市計画法上、上人壇廃寺跡を含む周辺地域は第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）に指定されており、今後の整備においては周辺の土地利用計画を考慮して実施する必要があります。



第4図 都市計画マスタープラン（平成 21（2009）年策定）

(3) 中心市街地活性化基本計画 (平成 26 (2014) 年 3 月策定)

須賀川市中心市街地活性化基本計画は、須賀川市第 7 次総合計画 (平成 24 (2012) 年 12 月策定) を受け、中心市街地の活性化を図る施設・道路、市街地再開発などの整備をその内容に含めています。

中心市街地の計画区域は、須賀川駅から延びる県道二本松須賀川線 (旧奥州街道) とその周辺区域 (南北 2.6 km、面積 109.55ha) で、「活気と温もりある賑わいあふれるまち須賀川」をテーマに掲げ、「公共サービスの再建による賑わいの回復」を基本方針とし、「回遊性の向上」を目標にしています

このうち、J R 須賀川駅の北側に位置する上人壇廃寺跡の公園化整備計画は、この計画のもっとも北に位置し、同地区の須賀川駅西地区都市再生整備事業と一体化した整備を計画しています。



第 5 図 須賀川市中心市街地活性化基本計画 (平成 26 (2014) 年策定)

(5) 須賀川市歴史文化基本構想（平成 30（2018）年度策定予定）

須賀川市歴史文化基本構想は、須賀川市の歴史を視座に、地域における文化遺産を明らかにすることを通し、地域に住む人々が誇りや愛着を持って文化遺産の保存活用に取り組むとともに、歴史や文化を生かしたまちづくりの長期ビジョンとして策定するものです。

文化財の保存・活用の方針を明確に示し、文化財の周辺環境に大きく影響する都市計画、観光行政等と情報を共有し、連携・協力を図ることにより、歴史文化を核としたまちづくりの推進を目標とします。

この計画では、市内各地区における文化財の特徴を抽出し、各地区の文化財の特性を把握するとともに、歴史文化保存活用区域の候補となる箇所を選定し、「関連文化財群」を設定します。上人壇廃寺跡は、古代における現在の須賀川市域を中心とする石背郡・石背国の関連文化財群の中で位置づける予定です。

【参考：須賀川市市民憲章（昭和 26（1951）年 5 月 23 日制定）（一部抜粋）

東洋一の牡丹園を誇りとする須賀川市は豊かな自然と史跡に富んだまちです。
市民一人ひとりが郷土を愛し 明るく住みよい進歩発展する須賀川市の未来をめざして
市民憲章を定めます。

（中略）

- 一 よく学び 教養と文化を高めましょう
- 一 きまりを守り 文化財や公共物を大切にしましょう

第 7 節：計画の実施

史跡上人壇廃寺跡保存活用計画の実施にあたっては、市民や関係機関等へ協力を得ながら実施していくものとします。特に、近隣住民や関係各所に対する周知については重点的に取り組む必要があり、今後、計画の周知・啓発を目的としたヒアリングや近隣住民への説明会などを実施する予定です。

また、今後の学術的調査研究の進展や社会情勢の変化、史跡の保存状況、本史跡を取り巻く状況は変化することが予想されるため、必要に応じて計画変更の見直しを行うものとします。